

後期高齢者医療制度のお知らせ～高額介護合算療養費について～

◆高額介護合算療養費とは

世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請によりその超えた額が支給されます。支給対象となる方には毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

- 医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

◆基準額表

【令和6年度分計算期間：令和6年8月1日～令和7年7月31日】

負担割合	区分	基準額（世帯の限度額）
1割	一般	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅰ※1 19万円
		区分Ⅱ※2 31万円
2割	一定以上所得者	56万円
3割	現役並み所得者	【課税所得145万円以上】 67万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得690万円以上】 212万円

※1 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用、給与所得がある場合はその金額から10万円を控除）または老齢福祉年金を受給している方

※2 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

問い合わせ先 住民課 戸籍保険グループ ☎0139-55-2313
または 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

備品が盗難されています！

大留地区複合施設・大留商店街のトイレにおいて、トイレットペーパーや掃除用具の盗難が発生しています。

町では、警察に相談するとともに被害が続く場合は、監視カメラの設置も検討しています。

不審な人物や行動を見かけた場合は、情報提供をお願いいたします。



問い合わせ先 施設課 財産管理グループ ☎0139-56-8370

元気でーす !!募集中❶

広報かみのくにでは、毎月、ご依頼のあった満1歳になるお子さんをご紹介しています。

■掲載する情報

- ・お住まいの地区名
- ・お子さんとご両親のお名前
- ・お子さんのお写真
(顔がはっきり写っているもの)

■掲載申し込み

- 役場窓口または電話でお申し込みください。
※掲載月については、申し込み時期や誌面の状況などによってご希望に添えない場合があります。
- ※掲載する写真はデータでの提出をお願いしています。提出先については、申し込み時にご案内します。

■ご依頼・問い合わせ先 総務課 企画統計グループ ☎0139-55-2311

北海道立江差高等看護学院 令和8年度
一般入学試験（Ⅱ期）の実施について
日程：3月18日(水) 科目：作文・面接

詳細はホームページまたは電話
からお問い合わせください。
☎0139-52-1417



広報かみのくに
2026年2月号

